

令和5年度答申第70号
令和6年2月15日

諮問番号 令和5年度諮問第58号（令和5年11月17日諮問）
審査庁 環境大臣
事件名 産業廃棄物処理施設設置許可処分に関する件

答 申 書

審査請求人X₁、同X₂、同X₃、同X₄からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

審査請求人X₁及び同X₃からの審査請求は却下し、同X₂及び同X₄からの審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、A知事（以下「処分庁」という。）が、B社（以下「本件事業者」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）15条1項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可処分（以下「本件許可処分」という。）をしたところ、審査請求人X₁、同X₂、同X₃、同X₄（以下「審査請求人ら」という。）がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 廃棄物処理法15条1項は、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定する。
- (2) 廃棄物処理法15条の2第1項は、都道府県知事は、廃棄物処理法15

条1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならないと規定する。

- (3) 廃棄物処理法15条の2第1項1号は、その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していることと規定する。
- (4) 廃棄物処理法15条の2第1項2号は、その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであることと規定する。
- (5) 廃棄物処理法15条の2第1項3号は、申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであることと規定し、同号の「環境省令で定める基準」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）12条の2の3第1号は、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有することと規定し、同条2号は、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することと規定する。
- (6) 廃棄物処理法15条の2第1項4号は、申請者が廃棄物処理法14条5項2号イからへまでのいずれにも該当しないことと規定する。

廃棄物処理法14条5項2号は、申請者が次のいずれにも該当しないことと規定し、同号イ（令和元年法律第37号による改正前のもの。以下同じ。）及び同号ニは、以下のとおり規定する。

ア 廃棄物処理法7条5項4号イからトまでのいずれかに該当する者（廃棄物処理法14条5項2号イ）

イ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの（廃棄物処理法14条5項2号ニ）

- (7) 廃棄物処理法7条5項4号は、申請者が次のいずれにも該当しないこと

と規定し、同号イ（令和元年法律第37号による改正前のもの。以下同じ。）及び同号ト（令和元年法律第37号による改正前のもの。以下同じ。）は、以下のとおり規定する。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの（廃棄物処理法7条5項4号イ）

イ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（廃棄物処理法7条5項4号ト）

（8）廃棄物処理法15条3項本文は、産業廃棄物処理施設設置許可に係る申請書には、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査報告書」という。）を添付しなければならない旨規定する。

（9）廃棄物処理法15条4項は、都道府県知事は、安定型及び管理型最終処分場等について同条1項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、同条2項1号から4号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同条2項の申請書及び同条3項の書類を当該告示の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない旨規定する。

（10）廃棄物処理法15条5項は、都道府県知事は、同条4項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならないと規定する。

（11）廃棄物処理法15条6項は、同条4項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができると規定する。

（12）廃棄物処理法15条の2第3項は、都道府県知事は、廃棄物処理法15条1項の許可（同条4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、廃棄物処理法15条の2第1項2号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならないと規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 本件事業者は、平成28年5月12日、処分庁に対し、C地a外19筆（以下「本件予定地」という。）に産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場及び管理型最終処分場。以下「本件施設」という。）の設置の許可を求める産業廃棄物処理施設設置許可申請（以下「本件許可申請」という。）をした。

（産業廃棄物処理施設設置許可申請書）

- (2) 処分庁は、平成28年5月27日、本件許可申請に関して告示するとともに、同日から同年6月27日まで、本件許可申請の申請書（以下「本件許可申請書」という。）及び生活環境影響調査報告書（以下「本件生活環境影響調査報告書」という。）を公衆の縦覧に供した。

（A告示第b号、「B社の安定型及び管理型最終処分場設置に係る手続きについて」と題する書面、標題を「産業廃棄物処理施設の設置許可について」とする決定書）

- (3) 処分庁は、上記(2)の告示により、本件施設の設置に関し利害関係を有する者は、平成28年7月11日までに生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる旨示し、88名から意見書の提出を受けた。

（A告示第b号、標題を「産業廃棄物処理施設の設置許可について」とする決定書、利害関係者意見（一覧））

- (4) 処分庁は、平成28年5月27日、D町長に上記(2)の告示をした旨を通知し、期限を同年7月11日と指定して、生活環境の保全上の見地からの意見を求め、D町長は、同月7日付けで、意見書を提出した。

（標題を「産業廃棄物処理施設設置許可申請の告示について（通知）」とする決定書、廃棄物処理施設設置等許可申請に関する意見書）

- (5) 処分庁は、平成29年2月20日、本件許可申請に関し、廃棄物処理法15条の2第3項に基づき、廃棄物処理施設検討会の意見を聴取した。

（「廃棄物処理施設検討会各委員の意見について」と題する書面）

- (6) 処分庁は、平成29年6月2日付けで、本件許可申請に対し、本件許可処分をした。

（産業廃棄物処理施設設置許可証）

- (7) 審査請求人らは、平成29年8月25日、審査庁に対し、本件許可処分を不服として、本件審査請求をし、審査請求人X₁を互選により総代に選任

した。

(審査請求書、総代の選任届出書)

- (8) 審査庁は、令和5年11月17日、当審査会に対し、審査請求人X₁及び審査請求人X₃については、本件審査請求が不適法であるため、却下されるべきであり、審査請求人X₂及び審査請求人X₄については、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人らの主張の要旨

(1) 不服申立適格について

審査請求人らは、本件予定地の隣接住民であり、処理された処理水や本件施設の表流水等が放流される河川に隣接する下流域住民であるので、最も生活に影響を受ける住民であって、法律上の利益を有する者である。

ア 審査請求人X₁は、本件予定地から直線距離で1750メートルの位置に、審査請求人X₃は、本件予定地から直線距離で1600メートルの位置に居住しており、いずれも本件施設の浸出水処理施設放流水の排出先の下流河川の隣接地域に居住している。

審査請求人X₁及び審査請求人X₃は農業利水者や漁業関係者ではないが、下流河川の水を農業者が水田等に利用していること、下流河川において漁業組合があること等から、隣接地域に居住している住民にとって影響は計り知れない。

イ 審査請求人X₂は、本件予定地から直線距離で1125メートルの位置に居住し、本件予定地のそばで酪農業を営んでおり、生活に及ぼす影響は大きい。

ウ 審査請求人X₄は、本件予定地から直線距離で950メートルの位置に居住しており、生活に及ぼす影響は大きい。

(2) 本件許可処分の適法性等について

本件許可処分は、以下のとおり、住民の健康・安全保持を第一の責務とした地方自治法（昭和22年法律第67号）1条の2及び2条、生活環境の保全を定めた廃棄物処理法1条等の本旨に反するものであり、仮に形式的には違法とまではいえないものであったとしても、著しく不当なものであることは明らかであるから取り消されるべきである。

ア E地震が、平成c年d月e日に発生し、D町内では甚大な被害が発生した。本件予定地付近では、D町の中でも道路陥没や地すべり等の被害

が多々あり、大規模地すべりの発生したF地区とは数キロメートルしか離れていない。地域住民は相当な不安を抱えている。

イ 本件事業者は、本件許可申請前に、本件予定地のあるD町への事前協議を行っておらず、G地区の住民、本件予定地に隣接する土地所有者、土地改良区などの関係者及び漁業関係者への説明も行っておらず、本件予定地の近くにある養鶏場関係者にも十分な説明もしていない。

ウ 処分庁が本件許可処分を行った時は、D町と埋立地の浸出水及び雨水の放流に関して協議中であり、廃棄物の搬入道路が確定していない状況であった。そのため、都市計画法（昭和43年法律第100号）などの関係法令上で問題がある中では地域住民の生活環境の保全上において適正な配慮がなされているとはいえない。

エ 本件予定地の西側は、Hの生育区域であり、本件施設の建設によって生育環境が大きく脅かされる。Hは、環境省レッドリストのランクでは、絶滅危惧IA類（CR）（注：II類（VU）の誤記と思われる。）に分類されている。

オ 審査請求人らは、D町から、本件事業者がI社のD町における現地法人であるという説明を聞いている。また、本件事業者の役員からも、両社が関連会社であることは周知の事実である。I社が他の町で運営している処分場においては、硫化水素等の悪臭を発生させたことがある。本件施設の隣接地域の農業や酪農への影響は大きく、風評被害等により経営に与える影響が憂慮される。

カ 本件事業者は、次から次へと会社を設立しては系列会社を倒産させていること、本件許可申請後に代表取締役を次々変更していることなどからして、経営面を含め多くの点で疑念があり、経営状況等も不安定と推測される。処分庁は本件事業者に対して最新の収支計画書や決算報告書を提出させ、その経理的基礎を審査する必要がある。処分庁が、本件事業者に関して、借入金の融資証明等での確認をしたのか不明確である。

キ 本件事業者は、平成28年10月28日、本社事務所、休憩所、物置及び第一種特定工作物が違法な建築物等であるとして、J振興局長から都市計画法に基づく是正指導を受けており、早急な対応をしていない。

ク 本件事業者は、本件許可申請時に提出した事業計画書及び本件許可申請書において、関係町、土地所有者及び周辺住民への説明等について虚偽の報告を記載している。

ケ Ⅰ社の前社長であるKは、平成26年6月に破産者となった。Kは、本件事業者の相談役であり、実質的実権者であるため、許可基準の欠格要件に該当していると考えられる。

(審査請求書、平成29年12月4日付け反論書、回答書、令和2年11月5日付け反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員意見書と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 不服申立適格について

(1) 最高裁判所平成26年7月29日第三小法廷判決を踏まえた上で、本件について検討すると、本件生活環境影響調査報告書によれば、生活環境影響調査の実施事項として、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水の各項目が選定され、そのうち大気質、騒音、振動及び悪臭の調査項目においては、本件予定地から1キロメートルを調査範囲としているところ、審査請求人らのうち、審査請求人X₂及び審査請求人X₄は、本件予定地からおおむね1キロメートルの範囲内の地域に居住していると認められ、審査請求人X₂及び審査請求人X₄については、本件施設から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壌の汚染、水質の汚濁、悪臭等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認められる。

他方、審査請求人X₁及び審査請求人X₃は、上記の範囲内に居住しているとは認められないから、特別の事情がない限り、健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たるとは認められない。

(2) この点について、審査請求人X₁及び審査請求人X₃は本件施設の浸出水処理施設放流水の排出先の下流河川の隣接地域に居住していること、下流河川の水を農業者が水田等に利用していること、下流河川において漁業組合があること等を主張する。

しかし、審査請求人X₁及び審査請求人X₃自身が農業者や漁業組合の組合員ではないのであるから、審査請求人X₁及び審査請求人X₃が健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たることを基礎づける事情とは認められない。

また、処分庁の回答によれば、本件予定地の下流域のL川では農業用水の取水を許可しているが、生活用水の取水は許可してないということであるところ、下流河川の利用の状況を考慮せずに下流河川の隣接地域に居住

していることのみをもって、審査請求人X₁及び審査請求人X₃が健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たるとも認められない。

- (3) したがって、審査請求人らのうち、審査請求人X₁及び審査請求人X₃は法律上保護された利益を有するとはいえず、「処分に不服がある者」に該当しないから、本件審査請求において不服申立適格を有すると認めることはできない。

2 本件許可処分の適法性等について

- (1) 本件許可処分が適法か違法かは、本件施設が廃棄物処理法15条の2第1項各号の要件を満たしているか否かで判断すべきであり、各号の要件をいずれも満たす場合には本件許可処分は適法であるといえる。

ア 施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合すること

本件許可申請書及びその添付書類を見る限り、技術上の基準に適合していることが認められる。

イ 周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたものであること

廃棄物処理法は、産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであることを求めているところ（廃棄物処理法15条の2第1項2号）、これを満たすかどうかは、廃棄物処理法に定められた許可申請書及び生活環境影響調査報告書の提出（廃棄物処理法15条2項、3項）、許可申請書及び生活環境影響調査報告書等の告示・縦覧（同条4項）、利害関係を有する者や関係市町村長の意見の聴取（同条5項、6項）、専門家の意見聴取（廃棄物処理法15条の2第3項）等の手続を通じて、処分庁が総合的に判断すべきものであると解される。

そこで、処分庁の判断が総合的にみて、合理的であるか否か検討する。

(ア) 住民への説明等について

審査請求人らは、本件事業者が本件施設に係る事業計画について、周辺住民等の関係者に対して説明を行っていない旨主張する。

この点について、本件事業者は、本件予定地があるD町内のM自治会に対して平成27年5月3日及び同年6月14日に住民説明会を行ったことは認められるものの、それ以外の住民説明会等を開催したことはうかがわれない。

もっとも、廃棄物処理法が事業者に対して周辺住民への説明会を開催することを義務づける規定を定めておらず、また、生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かは様々な事情から処分庁が総合的に判断すべきものであることからすれば、仮に住民への説明の機会が十分でなかったとしてもそのことから直ちに生活環境の保全について適正な配慮がなされたものではないということとはできない。そうすると、本件事業者が本件施設に係る事業計画に関し、審査請求人らが主張する住民への説明がなされていないとしても、処分庁の判断が不合理とはいえない。

よって、審査請求人らの主張は採用できない。

(イ) 都市計画法等の関係法令上の問題等について

審査請求人らは、都市計画法等の関係法令上で問題がある中では地域住民の生活環境の保全上において適正な配慮がなされているとはいえない旨主張する。

審査請求人らの主張する関係法令上の問題は必ずしも明らかではないが、廃棄物処理法の定めからすると、関係法令の許可を先に得なければ、産業廃棄物処理施設の設置許可を得ることができないとする関係ではない。本件事業者が平成27年5月22日にD町関係課に対して計画説明を行っていること、平成28年7月14日以降、D町と河川協議を複数回行っていること、本件事業者が同年8月24日にD町と協議を行い、同月26日に合同で現地確認を行っていることに加え、本件事業者が関係法令の適合状況を記載したうえで本件許可申請書を提出していることからすれば、本件事業者が関係法令についても配慮している姿勢がうかがわれる。

上記事情がある本件においては、生活環境の保全上において適正な配慮がなされていると判断した処分庁の判断は不合理とはいえない。

よって、審査請求人らの主張は採用できない。

(ウ) Hについて

審査請求人らは、本件予定地の西側は、希少植物であるHの生育区域であり、本件施設の建設によって生育環境が大きく脅かされる旨主張する。

この点について、本件許可申請において求められる廃棄物処理法15条3項に基づく生活環境影響調査は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質

又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるもの等を調査するものであって、埋立面積が30ヘクタール以上の最終処分場等のように環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき公害の発生及び自然環境への影響（地形・地質、動物、植物、景観等）について調査するものとは異なるものである。

また、「生活環境」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）2条3項に規定する「生活環境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境を含むものであると解されるところ、Hが人の生活に密接な関係のある植物であると認められる事情はうかがわれない。

したがって、本件許可処分に当たってHの生育環境を考慮しなかったとしても処分庁の判断が不合理とはいえない。

よって、審査請求人らの主張は採用できない。

(エ) このほか、本件許可申請書、本件生活環境影響調査報告書等の記載、廃棄物処理施設専門委員会を計5回開催している事情等からすれば、本件施設が周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたものであると判断したことについて処分庁の判断が不合理であるとはいえない。

ウ 申請者の能力が環境省令で定める基準に適合すること

審査請求人らは、処分庁が本件許可申請の審査に際して最新の収支計画書や決算報告書を提出させなかった旨主張する。

この点について、処分庁は、設置許可申請日の直前3年分の各事業年度における財務関係書類の添付を求めていた事情がうかがわれ、また、本件事業者が提出した平成27年9月30日付けの決算報告書及び損益計算書の記載から、資産1611万3635円、負債1152万3053円、純資産459万0582円、純利益159万0582円であることを基礎に、平成25年3月29日付け環廃産第13032910号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」の第1の4（6）に記載されている経理的基礎の判断の方法に沿って、本件事業者の経理的基礎を判断している。

そして、その結果は、損益平均値、利益、自己資本比率、債務超過とい

った項目でいずれも本件事業者が経理的基礎を有する方向に判断されることからすれば、本件事業者の能力が環境省令で定める基準に適合すると認めることができ、処分庁が本件許可処分までに最新となる平成28年9月30日付けの決算報告書等を提出させなかったからといって、その判断が不合理とはいえない。

よって、審査請求人らの主張は採用できない。

エ 申請者が欠格要件に該当しないこと

(ア) 本件事業者が行政指導を受けたことがあること

審査請求人らは、本件事業者が都市計画法に基づく行政指導を受けたことを指摘し、これを裏付ける是正指導書を提出する。

しかし、当該行政指導は、本件事業者の事務所、休憩所、物置等の建築に関する都市計画法による是正指導であり、本件事業者が平成30年6月8日に撤去作業を完了したこと、本件事業者に廃棄物処理業務に関連した他の法令違反に係る行政庁の指導等が累積しているような事情はうかがわれないことからすれば、審査請求人らが主張する行政指導は、欠格要件の判断を左右するものとはいえない。

よって、審査請求人らの主張は採用できない。

(イ) 虚偽の報告について

審査請求人らは、本件事業者が本件許可申請書等において、関係町への事業説明や協議の実施、土地所有者への説明の実施等について、虚偽の報告を記載して処分庁に提出している旨主張する。

A これについて、審査請求人らの主張の根拠は判然としないが、廃棄物処理法7条5項4号チ（注：「ト」の誤記と思われる。）の「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」を欠格要件として規定していることから、当該虚偽報告行為がこれに該当するか否か検討する。

ここで、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、廃棄物処理法7条5項4号イからトまで（注：「イからへまで」の誤記と思われる。）及び14条5項2号ロからへまでのいずれにも該当しないが、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいう。

B 本件事業者は、平成27年5月22日に本件事業者がD町役場を訪問し、関係課に対し本件施設の計画説明を行っていること、またその打ち合わせの際に他の法令及び公害防止協定についても検討している様子がうかがわれる。そして、本件施設は町有地に道路等の工作物をそもそも設置する計画ではないこと、本件事業者が、平成28年8月24日に河川管理者であるD町と協議を行い、同月26日にD町と合同で現地確認を行ったことが認められる。また、本件事業者が平成27年6月14日にD町M地区で行った住民説明会について、本件事業者は処分庁に対し「出席した住民17名に対して計画内容及び生活影響調査結果の概要を説明し、質疑を行った」旨の報告をしており、「住民説明会の結果、住民の同意が得られた」という報告は行っていないことが認められる。

以上の事情からすれば、審査請求人らが主張するような虚偽の報告事項を認めることができない。

よって、本件事業者は、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者といえず、廃棄物処理法7条5項4号チ（注：「ト」の誤記と思われる。）の「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当するとはいえない。

(ウ) Kの欠格要件該当性について

審査請求人らは、本件事業者の相談役であるKが平成26年6月に破産しており、欠格要件に該当すると主張する。

もっとも、Kは、本件事業者の「役員」でないこと、本件事業者の100分の5以上の株式を保有している事情もないことが認められるから、そもそも本件施設の設置における欠格要件判断の対象とならないといえる。

よって、審査請求人らの主張は採用できない。

(エ) 本件において、本件事業者がその他欠格要件に該当する事情は何らうかがわれないことからすれば、本件事業者が欠格要件に該当しないと認めることができ、欠格要件に該当しないとした処分庁の判断は適切であるといえる。

(2) その他審査請求人らは縷々本件許可処分が違法である旨主張するが、処

分庁が本件許可処分を行うにあたって産業廃棄物処理施設の設置許可の要件として考慮すべき事項とは認められず、審査請求人らの主張は採用できない。

したがって、本件許可処分は、廃棄物処理法15条の2第1項各号の規定のいずれにも適合するものと判断し許可されたものといえ、本件許可処分に違法又は不当な点は認められない。

3 本件許可処分を行うにあたっての手續について

なお念のため本件の手續について検討すると、本件施設を設置するために縦覧（廃棄物処理法15条4項）、意見聴取（廃棄物処理法15条5項）、廃棄物処理施設検討会からの意見聴取（廃棄物処理法15条の2第3項）等が行われたことがうかがわれることからすれば、処分庁は必要な手續を踏んで本件許可処分を行ったといえ、本件許可処分の手續において違法な点は見当たらない。

4 結論

以上から、本件審査請求のうち、審査請求人X₁及び審査請求人X₃の審査請求は不適法であるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条1項の規定により却下されるべきであり、審査請求人X₂及び審査請求人X₄の審査請求には理由がないため、同法45条2項の規定により棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付	: 平成29年8月25日
反論書の受付	: 同年12月6日
審査請求人への物件提出要求	: 平成30年5月21日
処分庁の物件提出の締切日	: 平成31年1月18日
上記物件提出の締切日再設定	: 同年4月16日
処分庁による回答書提出	: 令和元年7月19日付け
審査請求人への意見照会	: 令和2年8月24日
審理手續終結通知	: 同年12月8日付け
審理員意見書の提出	: 令和5年10月30日
本件諮問	: 同年11月17日

(2) 本件審査請求から本件諮問までには、約6年3か月もの長期間が経過しており、これは明らかに迅速な手続進行の要請を無視した事態であるというほかない。

これらの一連の手続を見ると、①反論書の受付から審査請求人への物件提出要求までに約5か月半、②処分庁の物件提出の締切日から締切日再設定までに約3か月、③処分庁による回答書提出から審査請求人への意見照会までに約1年1か月、④審理手続終結から審理員意見書の提出までに約2年11か月の期間を要しているのであるが、いずれもこれだけの期間を要する特段の理由があったとは考えられない。

④については、E地震を受けてA議会において本件処分場についての問題が取り上げられていたため議会での推移をみていたと思われるとの旨の審査庁の説明もあるが、そのようなことが手続を2年11か月も停止させる理由にならないことは言うまでもない。

審査庁においては、行政不服審査法28条の趣旨を念頭におき、迅速かつ公正な審理の実現のため、審理手続を計画的に進行させるべく工夫、努力することが強く求められる。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件許可処分の適法性及び妥当性について

(1) 不服申立適格について

不服申立てをすることができる「処分に不服がある者」（行政不服審査法2条）とは、当該処分により自己の権利又は法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解されるが、産業廃棄物処理施設設置許可処分についての周辺住民の不服申立適格については、最高裁判所平成26年7月29日第三小法廷判決を踏まえて検討すると、以下のように考えられる。

ア 産業廃棄物の最終処分場の周辺に居住する住民のうち、当該処分場から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壌の汚染、水質の汚濁、悪臭等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、不服申立適格を有する。

上記著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たるか否かは当該住民の居住する地域が上記著しい被害を直接的に受けるものと想定される地域であるか否かによって判断すべきであり、当該処分場の種類や

規模等具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と当該処分場との距離関係を中心として、社会通念に照らして合理的に判断することになる。

生活環境影響調査の対象とされる地域は、一般に、当該処分場の種類や規模及び埋め立ての対象とされる産業廃棄物等の種類等の具体的な諸条件を踏まえ、その設置により生活環境に影響が及ぶおそれのある地域として調査の対象に選定されるものである。よって、生活環境影響調査の対象とされる地域に居住する者は上記著しい被害を直接的に受けるおそれのある者ということができる。

イ 本件生活環境影響調査報告書によれば、大気質、騒音、振動及び悪臭の調査項目においては、本件予定地から1キロメートルを生活環境影響調査の調査範囲としているところ、審査請求人X₂及び審査請求人X₄は、本件予定地からおおむね1キロメートルの範囲内の地域に居住していると認められるので、不服申立適格を有する。

これに対し、審査請求人X₁及び審査請求人X₃は、上記調査範囲内に居住しているとは認められず、特段の事情がなければ不服申立適格を認めることはできない。

審査請求人X₁及び審査請求人X₃は、本件施設の浸出水処理施設放流水の排出先の下流河川の隣接地域に居住していること、下流河川の水を農業者が水田等に利用していること、下流河川において漁業組合があること等を主張しているが、審査請求人X₁及び審査請求人X₃自身が下流河川の水を利用する農業者や漁業組合員ではないし、下流河川の水を利用していると認めるに足りる事情はないので、健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認めることはできない。

(2) 本件許可処分の適法性及び妥当性

本件許可処分が適法であるためには、本件施設が廃棄物処理法15条の2第1項各号の要件を満たしていなければならないので、これについて検討する。

ア 同項1号は、当該施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していることを要件としているところ、関係資料によれば、本件施設の設置計画が技術上の基準に適合していると認められる。

イ 同項2号は、当該施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画

が周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたものであることを要件としている。

本件については、廃棄物処理法15条各項の規定に従い、本件許可申請書とともに本件生活環境影響調査報告書が提出され、これらは公衆の縦覧に供されており、D町長が生活環境の保全上の見地からの意見書を提出し、利害関係を有するとされる周辺住民等88名が生活環境の保全上の見地からの意見書を提出している。

これらの資料、とりわけ本件生活環境影響調査報告書を見る限り、周辺地域の生活環境の保全について、大気質、騒音、振動、水質、悪臭、地下水の各項目について調査を行った上で、特段問題はない旨報告されており、廃棄物処理施設検討会の委員らが、廃棄物処理法15条の2の3項に規定する生活環境の保全に関する専門的知識を有する者として、本件申請書及び本件生活環境影響調査報告書等で示された環境保全措置等から判断し、周辺地域の生活環境の保全が図られるように配慮がされているものと認められる旨の意見を提出しているのものであって、利害関係人等から提出された意見書等の内容を踏まえても、同項2号が要求する適正な配慮がされていないということとはできない。

審査請求人らが、本件事業者は周辺住民などの関係者らに十分な説明を行っていない、都市計画法等の関係法令上問題がある中では生活環境の保全において適正な配慮がなされていない、絶滅危惧種であるHの生育環境が脅かされるなどと主張しているのは、同項2号の要件を満たしていないとの主張とも解されるが、本件事業者は周辺住民に対して全く説明をしていないわけではなく、審査請求人らからみてこれが十分な説明とはいえないとしても、住民への説明が不十分であることが直ちに本件許可処分を違法たらしめるものではなく、上記のとおり、本件許可申請書と本件生活環境影響調査報告書が公衆の縦覧に供され、利害関係を有する者から意見書の提出を受けた上で、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見も聴取していることなども併せ考えると、関係者らに十分な説明がないとして本件許可処分を違法であるということとはできない。関係法令上問題があるという主張についても、いかなる関係法令上の問題と生活環境の保全における適正な配慮とが関係するのかわからない上、特段関係法令上の問題は見当たらず、また、絶滅危惧種の生育環境については人の生活環境とは異なる問題である。

ウ 同項3号は、申請者の能力が環境省令で定める基準に適合することを要件としている。

本件事業者については、廃棄物処理施設技術管理者講習（最終処分場コース）を修了していること、財務関係書類によれば、損益平均値、利益、自己資本比率、債務超過の項目でいずれも問題なしとされていることから、技術的能力や経理的基礎として要求される能力は満たしているものと認められる。

エ 同項4号は、廃棄物処理法14条5項2号イからへまでの欠格事由に該当しないことを要件としているが、該当すると認められるものはない。

審査請求人らが、本件事業者が行政指導を受けたことがある、本件許可申請書等に虚偽の報告を記載している等と主張しているのは、廃棄物処理法14条5項2号イ及び7条5項4号トに基づいて「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」であるとの主張とも解されるが、本件事業者に対する行政指導は事務所等の建築に関する都市計画法による是正指導であり、廃棄物処理業務に関連する行政指導が累積している等の事情も見当たらず、また、本件許可申請書等に明らかに虚偽の報告を記載したと認めるに足りる事実もないので、審査請求人らの主張は採用できない。

また、審査請求人らが、Kが破産者であると主張しているのは、廃棄物処理法14条5項2号イ及び同号ニ並びに7条5項4号イに基づいて「法人でその役員に破産者で復権を得ないものに該当する者のあるもの」であるとの主張と解されるが、Kは業務を執行する社員、取締役、執行役ではなく、本件事業者に支配力を有していると認めるに足りる事実もないので、審査請求人らの主張は採用できない。

3 まとめ

以上によれば、本件許可処分が違法又は不当であるとはいえず、審査請求人X₁及び審査請求人X₃からの審査請求は却下し、審査請求人X₂及び審査請求人X₄からの審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委員 戸 谷 博 子
委員 木 村 宏 政

委 員 交 告 尚 史